

群馬大学研究・産学連携推進機構高度人材育成部門研究支援人材育成コンソーシアム室内規

平成 27. 7. 1 制定

平成 28. 4. 1 改正

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、群馬大学研究・産学連携推進機構高度人材育成部門規程第 3 条第 2 項の規定に基づき、群馬大学研究・産学連携推進機構高度人材育成部門研究支援人材育成コンソーシアム室（以下「コンソーシアム室」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第 2 条 コンソーシアム室は、群馬大学、茨城大学及び宇都宮大学並びに連携大学等で形成する「地域特性を活用した『多能工型』研究支援人材養成拠点」（以下「コンソーシアム」という。）事業を円滑に実施することを目的とする。

(業 務)

第 3 条 コンソーシアム室は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) コンソーシアムの事務局に関すること。
- (2) コンソーシアム事業の実施に関すること。
- (3) その他コンソーシアム室の目的を達成するために必要な業務

(職 員)

第 4 条 コンソーシアム室に、室長を置く。

(室 長)

第 5 条 室長は、学長が指名する群馬大学の教員をもって充てる。

- 2 室長は、コンソーシアム室の業務を掌理する。
- 3 室長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の室長の任期は、前任者の残任期間とする。

(事 務)

第 6 条 コンソーシアム室の事務は、関係部課等の協力を得て、研究推進部において処理する。

(雑 則)

第 7 条 この内規に定めるもののほか、コンソーシアム室の運営に関し必要な事項は、研究・産学連携推進機構長が定める。

(内規の改廃)

第 8 条 この内規の改廃は、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に指名される室長の任期は、第 5 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日までとする。

附 則

- 1 この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この内規施行後、最初に指名される室長の任期は、第 5 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日までとする。